法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
同志社大学法科大学院	2018 年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
	2 - 3	法令の定める科目群ごとの開設科目数	2019 年度における、法令の定める科目
	授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務	及び単位数は、法律基本科目が 60 科目	群ごとの開設科目数及び単位数は、法律
***	基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の	102 単位、法律実務基礎科目が 14 科目 26	基本科目が 59 科目 99 単位、法律実務基
教育内容・方法・成果	すべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それ	単位、基礎法学・隣接科目が 18 科目 37 単	礎科目が 13 科目 26 単位、基礎法学・隣
	ぞれの科目群にふさわしい内容となっているか	位、展開・先端科目が 48 科目 96 単位とな	接科目が20科目39単位、展開・先端科
	(「告示第53号」第5条)。	っていた。	目が 50 科目 100 単位となっている。
		必修科目として修得すべき法律基本科	2020 年度より、必修科目として修得す
		目の総単位数は、A群科目につき 36 単位、	べき法律基本科目の総単位数は、A群科
		C群科目につき 28 単位、計 64 単位であ	目につき 30 単位、C群科目につき 27 単
	2-4	る。残りの4単位については、いずれの科	位、計57単位である。残りの5単位につ
	学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、	目群から修得してもよく、この4単位全	いては、いずれの科目群から修得しても
	基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに	てについて法律基本科目から履修した場	よく、この5単位全てについて法律基本
	過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮さ	合、68 単位となる。したがって、法律基	科目から履修した場合、62単位となる。
	れているか (「告示第53号」第5条第2項)。	本科目の単位数が修了要件単位数 102 単	したがって、法律基本科目の単位数が修
		位に占める割合は62.7%(64単位の場合)	了要件単位数 96 単位に占める割合は
		から 66.7% (68 単位の場合) の範囲とな	59.4% (57 単位の場合) から 64.6% (62
		っていた。	単位の場合)の範囲となっている。
	2-17	法学既修者2年次生については、入学	2019 年度から、法学既修者 2 年次生に
	学生が各年次において履修科目として1年間に登	試験の成績により履修を免除されなかっ	ついては、入学試験の成績により履修を
	録することのできる単位数の上限が、法令上の基	た基礎科目 (A群必修科目) の履修に必要	免除されなかった基礎科目(A群必修科

	準 (標準 36 単位) に従って設定されているか (「告示第 53 号」第7条)。	な単位数について、6単位を上限として 36単位を超えて履修することを認める措 置が講じられていた。	
	2-42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者及 び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法 科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図る ために活用しているか。かつ、それが理念・目的及 び教育目標の達成に結びついているか。	平均の2分の1以上は確保されていた。	2018年度の合格率は20.3%であり、2019年度は7.7%となっている。
	3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか(「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第1項、第5項)。	26 名であり、必要人数である 14 名を上回	2019 年 5 月 1 日時点における専任教 員数は 24 名となっている。
教員・教員組織	3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則 として教授で構成されているか(「告示第53号」第 1条第6項)。		2019年5月1日時点においても、専任 教員全員が教授である。
	3-3 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その 担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えて いるか。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業 績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有す る者	認証評価の時点においては、専任教員 26 名のうち研究者教員は21名であった。	2019年5月1日時点における、専任教 員は24名であり、そのうち研究者教員 は19名となっている。

	3 専攻分野について、特に優れた知識及び経		
	験を有する者		
	(「専門職」第5条)		
	3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切 に配置されているか。 3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端 科目について、専任教員が適切に配置されている か。	認証評価の時点においては、憲法2名、	2019年5月1日時点においては、憲法
		行政法2名、民法5名、商法2名、民事訴	1名、行政法2名、民法5名、商法2名、
		訟法3名、刑法2名、刑事訴訟法3名の専	民事訴訟法3名、刑法2名、刑事訴訟法
		任教員が配置されていた。	3名の専任教員が配置されている。
		認証評価の時点においては、法律基本	変更後 (2019 年度) においては、法律
		科目の必修科目では 83.6%、選択科目で	基本科目の必修科目では82.9%、選択科
		は92.9%、全体では85.7%、基礎法学・	目では84.2%、全体では83.1%、基礎法
		隣接科目の 65.0%、展開・先端科目の	学・隣接科目の60.9%、展開・先端科目
		46.0%を専任教員が担当していた。	の 55.1%を専任教員が担当している。
学生の受け入れ	4 - 9	過去5年間で一度も競争倍率が2倍未	2018 年度に実施した入学者選抜 (2019
	入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の	過去3年间で一度も競争信率が2倍未満となったことはない。	年度入学) においては、競争倍率が 1.97
	高い入学者の確保に努めているか。	個 C / よ ツ / C 〜 C / は/ よ V ' o	倍と2倍未満となっている。